

朝日中学校部活動ガイドライン

令和6年4月改訂

朝日町立朝日中学校

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として、教育課程と関連付けて取り組まれる重要な教育活動です。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境での生徒の自主的で多様な学びの場として、子どもたちの成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、今後、朝日中学校においても生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少により、専門的な指導力をもった顧問の不足等の課題が生じ、さらには、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化してきたことや、教員の働き方改革の推進などにより、学校部活動を従前と同様の体制で運営していくことが難しくなることが想定されます。そのため、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするために、休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があり、朝日町においては、令和5年度に「地域クラブ活動協議会」を設置し、地域連携・地域移行を念頭に持続可能な部活動のあり方について協議が進められています。

国においては、平成31年1月の中央教育審議会で、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月に休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。また、令和4年に部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、それらを踏まえた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」とする）が令和4年12月に策定され、三重県においても、国のガイドラインや県内における種々の協議内容などを踏まえた、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」が令和5年12月に策定されました。朝日町教育委員会でも、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動が継続できるよう、これまでの「朝日町部活動ガイドライン」を踏襲しつつ、部活動の地域連携・地域移行など新たに「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」で示された内容や、熱中症対策の徹底など、町として必要と考えることを追記したものに、改訂されました。

このような状況の中、朝日中学校では、改定された「朝日町部活動ガイドライン」に準じて「朝日中学校部活動ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」とする）を改訂しました。

本ガイドラインを通じて、生徒が部活動に安心して参加するとともに、充実したスポーツ・文化芸術活動になるように取り組んでいきます。

令和6年4月
朝日町立朝日中学校

－目次－

1	部活動の意義	1
2	部活動の位置付け	1
3	部活動の現状と課題	
	(1) 生徒の健全な成長の視点から	1
	(2) 生徒にとって望ましい部活動の視点から	2
4	安全面への配慮	2
5	適切な部活動運営の在り方	2
	(1) 学校部活動ガイドラインおよび活動計画の作成と共通理解	3
	(2) 参加大会等の精選	4
	(3) 休養日・活動時間の設定	4
	(4) 適切な部活動数の設置	6
	(5) 顧問の役割	6
	(6) 顧問の指導力向上	7
	(7) 保護者との連携	7
	(8) 合同チームの取組	7
	(9) 地域人材の活用	8
	(10) 体罰等の根絶	8
	(11) 安全管理と事故発生時の対応	9
6	部活動支援	
	(1) 部活動指導協力員の活用	11
	(2) 大会派遣経費等の補助	11
7	休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進	11

1 部活動の意義

中学校における部活動は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、共通の興味・関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる、心身ともに大きく成長する中学生期にとって、大変有意義な活動です。

そのようなことを踏まえつつ、部活動における教育的意義や効果を高めるため、試合に勝つなどの活動成果を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランス、健康を考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられています。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められています。

3 部活動の現状と課題

(1) 生徒の健全な成長の視点から

三重県教育委員会の令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、県内中学校における部活動への加入率は、運動部で約70%、文化部で約20%、合わせて約90%となっていますが、部活動への参加を生徒の任意としている本校においても、県同様に多くの生徒が部活動に加入しています。

しかし、中学生という心身の成長が著しくかつ不安定な時期に、過度な活動（長時間練習や休養日なし等）や効果的でない活動を強いることは、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながりかねません。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることもあります。

そのため、活動を生徒にとって適度なものとするために、休養日や活動時間の設定を適切に行うとともに、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮する必要があります。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養（睡眠）等の基本的な生活習慣を身に付けることについては、家庭との連携が不可欠となります。

そのため、部活動の運営や方針について、保護者と共通理解を図るなど、生徒の健全な成長を中心に据えた活動が求められています。

（２）生徒にとって望ましい部活動の視点から

今後の生徒数・教員数の減少（生徒数：令和５年度 498人 令和15年度見込 339人）を背景に、部活動数の減少や教員自身が活動経験のない部活動を１人で指導するケースが増えることが考えられ、持続可能性という点において厳しさが増すことが予想されます。

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

４ 安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられます。

（参考）日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より
R1～R4の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 216件、体育的部活動 514件
R1～R4の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 11件、体育的部活動 27件

怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められています。

そのため、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の事故」、朝日町教育委員会が作成した「学校における熱中症予防対策マニュアル」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

５ 適切な部活動運営の在り方

学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、本ガイドライン等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

(1) 「朝日中学校部活動ガイドライン」および活動計画の作成と共通理解

学校は、部活動がより良い活動となるよう、各部活動の指導者をはじめ全教職員が、指導のねらいや指導上の留意点について共通理解を図ることが大切です。そのうえで、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を立てることが必要です。指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。そして、生徒・保護者にあらかじめ活動計画を知らせることで、家庭内での予定が計画しやすくなり、家庭事情も考慮したこのような配慮の積み重ねが部活動に対する保護者の理解を高め、ひいては部活動への大きな支援へとつながります。

また、朝日中学校部活動ガイドラインや各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうかを検証し、必要に応じて見直すことも大切です。

<各部活動の活動計画作成にあたって>

- 学校教育目標および「朝日中学校部活動ガイドライン」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育祭・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没等の影響による安全面を考慮し設定された下校時刻を、生徒が必ず、また余裕を持って守れるよう計画する。

【年間実施計画】

年間を見通して、どの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。

校長への提出及び生徒・保護者への提示は、4月中に行う。

【月間実施計画】

年度当初に提示した年間実施計画をもとに月間実施計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。

校長への提出及び生徒・保護者への提示は、前月中に行う。

※ 校長は、各部活動の活動計画について確認し、必要に応じて改善を図らせる。

※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

（２）参加大会等の精選

日常活動の成果を発揮する場として、中学校体育（文化）連盟主催の大会やコンクールのほか、関係団体が主催する大会等が多く開催されています。特に、関係団体が主催するのは、週休日（休日）に開催されることが多いため、生徒や指導者は、週休日に休養が取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンクール、校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。

（３）休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

また、過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え「上達させたい」「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから、人一倍練習しようとするかもしれませんが、生徒の健康や安全を最優先とした計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

【休養日】

1週間のうち、休養日を少なくとも2日設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日）

◆ 平日の休養日について

- * 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日の休養を取らせる）
- * 平日の休養日は、学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係等から、各部活動単位で決定することも可とする。
- * 原則、休養日は、計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天等のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

◆ 土日の休養日について

- * 大会やコンクール等直前の土日の連続した活動については、事前に活動計画等により校長の承認を得ることとし、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、校長の判断で実施することを可とする。
- * 週休日に開催される大会等により、土曜日又は日曜日に休養日が設定できない場合や、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定したりする。
- * 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- * 1週間のうち、2日を休養日とする。

④ その他

- * 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を多く設定する。

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能、競技の特性、また、気温などの環境要因なども考慮し、過度な負担にならないように適切に設定することが大切です。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部活動の指導者が策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休養期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

【活動時間】

◆ 平日

- * 放課後の練習は、原則、2時間以内とする。活動時間が2時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。
- * 朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。開始時間は、原則、7時30分以降とする。

◆ 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- * 原則、3時間以内とする。
- * 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

◆ その他

- * 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

(4) 適切な部活動数の設置

- ① 校長は、生徒や教員の人数を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校長が廃止を決定する。
- ③ 新しい部活動の設置を検討する場合は、周辺の中学校の該当部活動設置状況や長期的に存続が可能であるかどうか、また、生徒のニーズを踏まえた部活動であるかどうかを校内で十分協議した上で、校長が決定する。

(5) 顧問の役割

- ① 工夫した部活動の運営
 - * 学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。
- ② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営
 - * 作成した計画は、早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
 - * 生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。
- ③ 生徒の指導・育成
 - * 技術指導はもちろんのこと、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿となるよう、部活動を通して育成する。
- ④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団作り
 - * 生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。
- ⑤ 事故防止と安全指導
 - * 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
- ⑥ 他の教員との連携
 - * 担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- ⑦ 部活動ミーティングの実施と運営の補助
 - * 部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の補助をする。
- ⑧ 校外活動における生徒引率
 - * 大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。
- ⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）
 - * 部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密に図り理解が得られるよう努めるとともに、大会での送迎等について、必要に応じて適宜、依頼する。
- ⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整
 - * 練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

＊ 部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

＊ 学校で配当される部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

(6) 顧問の指導力向上

- ① 県教育委員会等が主催する指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努める。
- ② 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用する。
- ③ 特に、担当経験のない部活動担当顧問については、他校との部活動の交流を積極的に行い、他校の指導者から指導方法について積極的に学ぶ。
- ④ 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をする。
- ⑤ 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引等を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努める。

(7) 保護者との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得る。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得る。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、積極的に応援を依頼する。
- ⑤ 活動中に、生徒に関わる問題等が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- ⑥ 活動中のケガについては、軽いと考えられるケガでも、家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努める。

(8) 合同チームの取組

- ① チームとして自校だけで対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得る。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における練習活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得る。

- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努める。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等の出場について、その可否を事前に主催者に確認する。
- ⑤ 合同チームでの活動を、自校を離れた場所で行う場合、移動中の事故等に十分配慮する。万が一、事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取る。

(9) 地域人材の活用

学校や地域の実態に応じて、学校と地域とが連携し、生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていく必要があり、専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。また、地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域とともにある学校づくりにつながります。

教育委員会は、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の働き方改革推進の観点から、学校の実態等を考慮し、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用が図られるよう取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校教育目標や学校経営方針、学校部活動ガイドライン等について説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

(10) 体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法とにより行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。また、体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

体罰は、指導とは異なる明らかな暴力行為であり、学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけることが必要不可欠です。

(11) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させる等、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能を大切に活動を丁寧に実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を、積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- 事故が発生しないよう、サッカーゴール等の使用器具は、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう指導する。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。

○ 指導者が活動に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携・協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮することが大切である。

○ 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒の移動に係わる交通安全対策

○ 生徒だけで試合会場に移動させないなど、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

※「学校における熱中症予防対策マニュアル」（朝日町教育委員会）参照

○ 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高湿・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。運動部活動は、体育よりも運動強度が高いこと等を考慮し、よりきめ細かな配慮が必要である。

学校においては、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- ◇ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 ㊦「運動は原則中止」
- ◇ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
㊦「厳重警戒」（激しい運動は禁止）
- ◇ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が25℃以上28℃未満の場合
㊦「警戒」（積極的に休憩）
- ◇ 部活動における各種大会への参加 ㊦「大会主催者の指示に従う」

2 その他荒天時の判断

○ 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。また、事前に生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

6 部活動支援

(1) 部活動指導協力員の配置

部活動指導協力員を配置することで、生徒が安全に活動できる環境を整備します。

- ① 顧問が不在となる部活動の見守り
 - ・ 出張や学年会等の小規模な会議等で、顧問が不在となる部活動の見守りを行う。
- ② 部活動指導
 - ・ 実技指導
 - ・ 怪我や事故の防止・スポーツ障害予防等に関する知識・技能の指導
 - ・ 用具・施設の点検・管理
 - ・ 事故等が発生した場合の現場対応 他

(2) 大会派遣経費等の補助

① 運動部

朝日町において、中学校体育連盟主催大会である全国中学校体育大会、東海中学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会に、大会要項に基づき参加者として登録されて参加する生徒に対し、必要経費の額を朝日町補助金等交付規則に則り生徒派遣補助金として交付する。

② 文化部

朝日町補助金等交付規則に基づき、全国大会及び東海地区大会、県大会以上のブロック大会等に参加する生徒に対し、予算の範囲内で補助対象費用の額を生徒派遣補助金として交付する。

7 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

県においては、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付け、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとしています。しかしながら、その際、地域によって実情等が異なり、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、当面の目標を、令和9年度にすべての中学校の少なくとも1つの部活動で、地域連携を含めた地域移行がなされていることとしています。

朝日町においては、生徒にとって望ましい部活動が持続できるよう、今後も地域クラブ活動協議会での協議の継続、そして指導者の確保に努めるとともに、円滑な地域移行を見据え、まずは、1つでも多くの部活動において、地域連携の実現をめざします。

【参考文献】

* 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針

(令和5年12月 三重県教育委員会)